

東海学院大学・東海学院大学短期大学部公開講座 2024

「はつらつと生きる ～大学は知の宝庫～」

第8回 12/14 (金) 10:00～11:30 報告

「よりよい福祉施設選び - 高齢者入所施設編 -」

講師 岩本 義浩 (本学准教授)

於：図書館大セミナー室

◆◆◆◆◆◆◆*◆◆◆◆*◆◆◆◆*◆◆◆◆*◆◆◆◆*◆◆◆◆*◆◆◆◆*

第7回公開講座を12月14日(土)に「よりよい福祉施設選び - 高齢者入所施設編 -」について話をしました。

公開講座の前半は、2025年に発生する深刻な影響が起きる社会問題を紹介しました。2025年頃までに団塊の世代(第1次ベビーブーム世代)が後期高齢者(75歳以上)となり、日本が超高齢化社会に突入し、医療費など社会保障費の急増が見込まれる年です。

今回、講師が福祉施設職員の経験と介護実習の学生実習巡回を通じ見聞してきた内容を絡め、高齢者福祉施設に入居する際にどの点に意識して入居を決めればよいかについて、一意見を述べました。高齢者福祉施設の実状と課題を一部紹介し、比較的に年齢層の高い参加者にとってより興味を惹く講座としました。

以下の内容にして話を展開しました。

前半は、2025年問題として、75歳以上が、2200万人となり、労働力不足・医療問題・介護問題・社会保険問題(捻出費)・空き家などの問題が顕著化することについて話をしました。

人口減少や少子化により労働力は、公務員と一部製造業を除き軒並み減少している事実について、説明をしました。さらに、高齢者が増えれば、必然的に通院患者数も増えるのではないかと想定されています。対策としてフレイル¹予防や市町村を挙げ介護予防に取り組むことによって医療費が抑えられます。

介護問題については、後期高齢者は徐々に一人で対応出来ないことが増え、介助が必要となります。介護職員の人員不足が既に生じているため、EPAによる外国人介護者、看護者の受入れや介護養成校(2年制)での留学生の受け入れも行われています。国内では、社会人や有資格者(介護福祉士・看護師等)の再雇用制度の導入を進めてきているものの、まだまだ人員が足りないまま2025年に突入していきます。

¹ フレイルとは、わかりやすく言えば「加齢により心身が古い衰えた状態」のこと。しかし、早く介入して対策を行えば元の健常な状態に戻る可能性があります。高齢者のフレイルは、生活の質を落とすだけでなく、さまざまな合併症も引き起こす危険があります(長寿科学振興財団)。

空き家問題についても、住居者が絶たれた家の多くはそのまま空き家にされていることで、放火や住居侵入など犯罪が発生する恐れがあります。老朽化が進み住宅崩壊の危険も発生するため、各地方自治体で第三セクターを介し空き家物件の解体や行政による保管など、取り決め策を講じています。

これらの問題について、政府では地域包括ケアシステムの導入を各地方自治体に目指しています。地域包括とは、高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、「住まい」「医療」「介護」「生活支援・予防」をトータルにサポートする仕組みのことで、地域包括支援センターには、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーが配置され、地域に暮らす高齢者をサポートする機能が展開されています。

これらの費用は残念ながら税金から捻出されており、現行政策が進めば必然と税金も上がることに繋がると考えられます。

岐阜県の各市町村の介護保険料についても紹介しました。第一号被保険者の保険料は年々上がっています。それに対し、岐阜県の2020年人口は、0～14歳が602,366人で右肩下がり、15-64歳も1,133,872人でこれも右肩下がりですが、65歳以上が昨年より約3,000人減るものの、242,504人と横ばい推移になっていますし、今後は増える予想されています。これについて、岐阜県では今後、2040年を展望し、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現として、3本の方針を立てています。

1つ目に多様な就労・社会参加で、70歳までの就職機会の確保や中途採用者の拡大、副業兼業の促進、積極的な地域の支え合い、そして人生100年時代に向けた年金制度の改革推進を考えることです。

2つ目に健康寿命の延伸で、2040年までに3歳以上を男女とも寿命の延伸を図り、健康無関心層へのアプローチ、地域や保険者間の格差解消、健やかな生活習慣や疾病等各予防の推進を考えることです。

最後に3つ目に医療・福祉サービス改革として、2040年時点で単位時間数当りのサービスの5%(医師は7%)以上の改善、ロボット・AI・ICT等の実用化推進、データベースの改革、シニア人材の活用推進、組織マネジメント改革、経営の大規模化と協働化などを目指すことです。

政策課題として、給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保が持ち上がっています。

講座の後半は、高齢者用福祉施設(入所型)の選び方について、一部紹介をしました。

まず、特別養護老人ホーム(老人福祉法)と有料老人ホーム(老人福祉法)、さらに介護老人保健施設(介護保険法)の施設の特徴を大まかに紹介しました。

特別養護老人ホームでは、入居費用は発生しないが、日用品(おむつ、歯ブラシ、コップ等)は基本的に全て自費となります。施設内サービスもレクリエーション(創作活)、基本2人部屋か4人部屋、ホームによっては居室代という別途費用がかかります。入浴は原則2日か1日に1回の清拭以上とされています。

有料老人ホームには、年齢制限は特に設けられていません。費用については、そのホームによってばらばらで一時金、利用料、管理費、共益費、償却期間のほか、部屋の間取りやサービス内容によって金額が変わることが多いです。サービスも教養娯楽、診療所、希望コースの食事、健康管理などがあります。夫婦の同居が可能な施設も多いですが、入居規約外のサービスを行わないことや費用が払えなくなれば退去させられることも了承する必要があります。

介護老人保健施設は、入居の最長が5年までであり、要介護高齢者にリハビリ等を提供し、在宅復帰・在宅支援を目指す施設であるため、退去を前提としてサービスを行います。ケアマネジャーがケアプランを立て、その内容をもとにサービスを展開します。居室は1室当たり定員4人以下、入所者1人当たり8㎡以上のスペースが与えられます。治療費、紙おむつ・パッド代、洗濯代、理美容代、電話代、新聞・雑誌、その他の嗜好品などの費用は利用者の負担となります。

最後に、福祉施設の現実問題の中でも介護人員不足による対策として、外国人を多く採用している福祉施設や、ロボット等のAIやテクノロジーを駆使した対応があることを説明しました。しかしロボット等を使いこなせる介護職員を確保できるかは別問題であることを課題として挙げていました。

また、利用者(家族を含む)との快適な生活空間を展開するために、出来るだけ施設のご意見箱に良い意見を投入することを提案しました。職員への感謝を伝えるとその職員はやりがいを感じます。改善して欲しいこと等の建設的な意見は、福祉施設の発展的快適空間を創造できる意見として、積極的に投書していくことも必要であることを述べて、講座の終りにしました。

【講座の様子】

